

### 3. 地方独自排除項目

各地方運輸局又は各運輸支局は、上記1及び2の排除項目のほか、地域の事情や要請を考慮した地域独自の排除項目を設定するよう努めるものとする。

### 4. 自動車整備事業者における実施事項

「不正改造車を排除する運動」のポスターを掲示する等により、自動車ユーザーに不正改防を周知し不正改造車の排除に努めるとともに、F A I N E Sに掲載されております「不正改造車排除マニュアル」等を活用して下記事項を実施して下さい。

#### (1) 不正改造車の排除のための啓発等

- 適正な整備・改造の推進
- 従業員に対する指導等

#### (2) 不正改造車の排除のための情報収集等

- 不正改造車に関する情報等の提供

#### (3) 不正改造車の排除のための取締り等

- 自主点検の実施

## =研修・講習会=

### 圧縮天然ガス(CNG)自動車講習会について

標記講習会を下記により開催します。

C N G自動車の燃料装置の点検整備を行うためには、一定の条件を備え運輸支局長の実施するC N G自動車に関する講習を修了した方を、点検整備責任者に選任する必要があります。特に**自動車検査員で未受講の場合は、C N G車の完成検査を行うことができません。**

既にC N G講習を修了されている方は、受講する必要はありません。

#### 記

1. 受付期間 7月 7日（金）まで
2. 講習日時 7月28日（金）9：30～17：00（受付9：00～）
3. 講習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会（研修センター学科教室、実習場）
4. 対象者
  - (1) 整備主任者
  - (2) 自動車検査員
  - (3) 整備管理者又は整備管理者に準ずる者
  - (4) C N G自動車改造施行責任者又はこの者に選任を予定されている者
  - (5) その他受講を希望する者
5. 受講料 8,650円（テキスト代含む）

**※今年度テキスト金額が現在未定の為、価格が変更する場合もあることを  
ご承知おきください。**

※受講希望が少ない場合には、他県への受講案内となる場合もありますのでご了承ください。

## CNG自動車講習受講申込書

令和 年 月 日

関東運輸局山梨運輸支局長 殿

事業者の  
氏名又は名称住所

事業場名	認証番号			指定工場の場合 指定番号		
	名 称					
	所在地					
受講者	(ふりがな) 氏 名	区分				備考
	生 年 月 日	整備管理者	整備主任者	自動車検査員	その他	
	年 月 日生					
	年 月 日生					
	年 月 日生					
	年 月 日生					
	年 月 日生					

(日本工業規格A列4番)

\* 区分欄は該当する事項に○と記載し、その他に該当する者はその具体的な内容を備考欄に記入すること。

# OBD 検査システムの整備事業者向け説明会のご案内について

令和6年10月からのOBD検査検査本格運用に向けて、本年4月21日からOBD検査システムが稼働し、並行して整備事業者様からの利用者登録に係る申請受付が開始されます。

また、OBD検査システムの稼働に合わせ、独立行政法人自動車技術総合機構関東検査部の開催するOBD検査システムの操作方法等に関する説明会が、下記により開催されます。

令和5年10月から開始するプレ運用において、OBD検査に向けた適切な準備を進めていただるために、ぜひ、ご参加いただきますようお願いします。

説明会対象者は、

**各事業場の工場長又は店長等 1名** が対象

## ◇ 内 容

### 【OBD検査システム導入準備に関する説明会】

- ・OBD検査の概要
- ・利用者管理システム 事前準備・通常業務・操作方法
- ・特定DTC照会アプリ操作方法
- ・OBD検査結果参照システム操作方法

## ◇ 時間割 【午前の部】受付 9：00～9：30 研修 9：30～12：30

【午後の部】受付 13：00～13：30 研修 13：30～16：30

## ◇ 講 師 独立行政法人自動車技術総合機構 関東検査部検査課

OBD検査業務専門官

## ◇ 研修会場

- ・甲府市総合市民会館 1階 芸術ホール  
山梨県甲府市青沼3-5-44  
TEL 055-231-1951

## ◇ 研修費用

- ・無 料

説明資料につきましては、当日受付にてお渡し致します。

なお、受付にて研修受講票をご記入してご提出ください。

◇ 日程表

OBD検査システムの整備事業者向け説明会 日程表

月　日	受付・研修時間	該当事業場認証番号
7月10日(月)	午前の部	(事業場 認証番号 第8-2号～第8-370号)
	午後の部	(事業場 認証番号 第8-371号～第8-740号)
7月24日(月)	午前の部	(事業場 認証番号 第8-741号～第8-1110号)
	午後の部	(事業場 認証番号 第8-1111号～第8-1477号)

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策の観点から受講人数を制限しておりますのでご協力をお願い致します。(指定日以外でお越しいただいた場合、受講できない場合もありますのでご承知願います。)

※駐車場について

甲府市総合市民会館は、複合施設であるため他の会館利用者や職員が駐車場を利用してあります。当日は大変混雑が予想されますので、乗り合わせや電車・バスなどの公共交通機関のご利用をよろしくお願ひ致します。

**【新型コロナウイルス感染防止対策のお願い】**

- ・受講時にマスクの着用をお願いします。
- ・会場に入るときは、設置してある消毒液で消毒をお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、ご理解ご協力をお願いします。

## 令和5年度第1回自動車検査員教習について

自動車検査員資格を取得するための教習が、下記により実施されますのでお知らせします。

1. 受付期間 5月8日（月）～19日（金）

2. 教習日程 事前説明会 6月7日（水）15：00～

教習 6月19日（月）、22日（木）、23日（金）、26日（月）

3. 教習時間 9：00～17：00まで

4. 試問日 7月4日（火）

5. 教習受講資格

「指定自動車整備事業業務取扱要領」第17条に定める者（教習開始日の前日において、整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技術検定のみに合格した者を除く。）として1年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあっては、6カ月以上）の実務経験を有する者）であって、次の各号の一に該当する者。

（1）指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者

（2）指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者

（3）上記（1）及び（2）に勤務を予定している者

なお、直近の整備主任者法令研修（**令和4年11月、12月、令和5年3月実施**）を受講していること

（4）自動車検査員再教習受講通知を受けた者

6. 教習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター

7. 申請書類 （1）申請書2枚（申請書は振興会・指導教育部窓口に用意します。）

振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の会員ページからも  
ダウンロードできます。

（2）写真 2枚（4cm×3cm）申請書に貼付

（3）はがき3枚（申請書の氏名・郵便番号・住所を記入）

（4）自動車整備技能者手帳（法令研修の受講を確認します）

（5）一級又は二級自動車整備士の合格証書番号が確認できる書類

8. 資料代 21, 630円

※ 資料代は関係法令の改正等により追加・変更する場合があります。

※令和3年度第2回、令和4年度第1回、2回の教習を受講された方で、今回試問のみを受験される方も必ず申請して下さい。

※ 詳細については、別途お知らせします。

## 自動車検査員教習特別講習会について

上記教習にあたり、合格に向けた特別講習会を開催します。

試験合格率アップを目的とした勉強会ですので、自動車検査員教習の申請者には、受講をお勧めします。

1. 受付期間 5月8日（月）～19日（金）
2. 日 程 6月28日（水）、30日（金） 7月3日（月）
3. 講習時間 9：00～17：00
4. 講習場所 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター
5. 申請書類 自動車検査員特別講習受講申込書1部  
(検査員教習受講申請時に受講料を添えて併せてお申し込み下さい。)
6. 受 講 料 9,500円

## 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習のご案内について

令和2年4月から施行された特定整備制度において、従来の分解整備の認証（特定整備分解）に加え、電子制御装置整備の認証（特定整備電子）を取得する際、選任しようとする全ての整備主任者が「1級自動車整備士（1級二輪は除く）」または「1級二輪、2級自動車整備士であって支局が行う講習を修了した者」であることが必要となります。

つきましては、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を下記の予定で開催しますのでご案内します。

なお、約3か月に一度の開催となりますので、各事業場において下記予定表をご確認の上、受講するようお願いします。

また、講習日に変更が生じた際には、会報誌等を通じてお知らせします。

◇ 講習日及び申込期間

講習日	申込期間
令和5年6月9日（金）	5月8日（月）～ 5月19日（金）
9月22日（金）	8月21日（月）～ 9月 1日（金）
12月12日（火）	11月13日（月）～11月24日（金）
令和6年3月18日（月）	2月13日（火）～ 2月22日（木）

※申込期間中、申請書類を窓口に提出して申込をして下さい(FAX等で申込はできません)。

◇ 時間割

	受付時間	講習時間
実習	9：00～9：30	9：30～12：30
学科	13：30～14：00	14：00～15：00
試問	14：45～15：00	15：10～15：40
合格発表	16：00～	

◇ 会場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター

◇ 担当講師 山梨運輸支局陸運技術専門官

山梨県自動車整備振興会技術講習所専任講師

◇ 講習内容

実習 【3.0時間】	・先進安全技術の概要 ・先進安全技術の用いられるセンサー類等 ・電子制御装置整備に必要な重要事項 ・センサー類のエーミング作業 等
学科 【1.0時間】	・自動車特定整備事業について ・新たに特定整備の対象となる装置の保安基準設定状況 ・電子制御装置整備の適用を受ける自動車の確認方法 ・自動車特定整備記録簿の取扱いについて 等
【0.5時間】	・試問

◇ 定員 実習 25名 学科及び試問 50名 (先着順、定員になり次第締め切りとします。)

◇ 受講料

	受講料	資料代
学科	無料	500円
実習	2,500円	

※資料は国土交通省ホームページからもダウンロードできます。

資料持参の場合は受講料のみとなります。

◇ 申請書類 (1) 受講申請書 1枚  
(2) 受講票 1枚

【申請書、受講票は振興会・指導教育部窓口に用意します。振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の会員ページからもダウンロードできます。】

- (3) 写真2枚（縦4cm、横3cm）
- (4) 自動車整備士合格証書の写しまたは自動車整備士手帳
- (5) 実習受講済みの方は、実習受講証
- (6) 実習を受講する方は、実習申込書
- (7) 学科受講済みの方は、自動車整備士手帳（学科（検査員研修等）を受講済みであることを証明するため）

- ◇ 持ち物
- (1) 筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル）
  - (2) 消しゴム
  - (3) マーカーペン
  - (4) 資料をお持ちの方は『令和2年度又は令和3年度自動車検査員研修資料』又は『令和2年度版最近改正された法令・通達集(整備事業編)』又は『電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習テキスト（国土交通省自動車局整備課作成）』

## 第141期技術講習所開校式が開催されました

第141期技術講習所開講式が4月11日（火）9：00より開催されました。

内藤教育委員長より開講の挨拶があり、2級ガソリン課程6名、3級自動車ガソリンエンジン課程31名、自動車車体課程8名、計45名が9月までの20日間にわたる自動車整備技能登録試験実技免除講習を受講することになりました。

受講生45名全員が本講習を無事修了出来るよう、お互いに努力していきたいと思います。

また、講習生を送り出している事業場につきましては、講習受講に対するご協力をお願いします。

